

公的年金等控除の改正

1. 公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げられます。
2. 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合は、公的年金等控除額は 195 万 5 千円が上限とされます。
3. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円超 2,000 万円以下の場合是一律 10 万円、2,000 万円を超える場合は一律 20 万円が上記 1 及び 2 の見直し後の控除額から引き下げられます。

年齢区分	公的年金等控除額				
	公的年金等の収入金額	改正前 (令和 2 年度以前)	改正後 (令和 3 年度以降)		
			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
			1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳以上	330 万円未満	120 万円	110 万円	100 万円	90 万円
	330 万円以上 410 万円未満	収入金額× 0.25 +37 万 5 千円	収入金額× 0.25 +27 万 5 千円	収入金額× 0.25 +17 万 5 千円	収入金額× 0.25 +7 万 5 千円
	410 万円以上 770 万円未満	収入金額× 0.15 +78 万 5 千円	収入金額× 0.15 +68 万 5 千円	収入金額× 0.15 +58 万 5 千円	収入金額× 0.15 +48 万 5 千円
	770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額× 0.05 +155 万 5 千円	収入金額× 0.05 +145 万 5 千円	収入金額× 0.05 +135 万 5 千円	収入金額× 0.05 +125 万 5 千円
	1,000 万円以上		195 万 5 千円	185 万 5 千円	175 万 5 千円
65 歳未満	130 万円未満	70 万円	60 万円	50 万円	40 万円
	130 万円以上 410 万円未満	収入金額× 0.25 +37 万 5 千円	収入金額× 0.25 +27 万 5 千円	収入金額× 0.25 +17 万 5 千円	収入金額× 0.25 +7 万 5 千円
	410 万円以上 770 万円未満	収入金額× 0.15 +78 万 5 千円	収入金額× 0.15 +68 万 5 千円	収入金額× 0.15 +58 万 5 千円	収入金額× 0.15 +48 万 5 千円
	770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額× 0.05 +155 万 5 千円	収入金額× 0.05 +145 万 5 千円	収入金額× 0.05 +135 万 5 千円	収入金額× 0.05 +125 万 5 千円
	1,000 万円以上		195 万 5 千円	185 万 5 千円	175 万 5 千円

所得金額調整控除の創設

1. 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合は、給与等の収入金額（上限 1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額が給与所得の金額から控除されます。
 - ア. 本人が特別障害者に該当する場合
 - イ. 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合
 - ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する場合

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入金額 (上限 1,000 万円)} - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$$

2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合は、給与所得（上限 10 万円）と公的年金等に係る雑所得（上限 10 万円）の金額の合計額から 10 万円を控除した残額が給与所得から控除されます。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与所得 (上限 10 万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得 (上限 10 万円)}) - 10 \text{ 万円}$$

(注意) 1. の控除がある場合は、1 の控除を使用した後の金額から控除します。